The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	新城新蔵の『左伝』年代論への若干の疑問
Author(s)	井上, 了
Citation	懐徳堂研究. 2024, 15, p. 81-97
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/100557
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

新城新蔵の『左伝』年代論への若干の疑問

井上　了

はじめに

『春秋左氏伝』（『左伝』）は、伝統的には孔子の弟子である左丘明が春秋末期ないし戦国初期に著した書物、つまり紀元前五世紀後半の文献だとされる。だが、『左伝』は前漢末期（西暦紀元前後）に劉歆（りゅうきん）が世に出したもので、『左伝』を劉歆の偽作だとする説はその出現直後から唱えられている。『左伝』が先秦の遺書か漢代の偽書かという問題は二千年以上も議論され続けており、現在もなお結論を見ない。

ところで、『左伝』やこれと関連が深いとされる『国語』には、登場人物が木星の位置に言及する記事が複数ある。木星は一二年で黄道を一周するとされ、木星の位置を示す十二支や六十干支による紀年も行われてきた。だが、木星は実際には一二年よりも一％ほど短い期間で周天しており、一二年周期として単純に計算される位置から毎年わずかずつずれ続けている。もし『左伝』（の木星記事）の作者がこのずれを認識しておらず、自身の時代の木星位置から単純に一二年周期で遡及した位置を登場人物に言わせていたなら、『左伝』に記載された木星位置によって作者の時代を百年未満の精度で特定できるはずだ。

新城新蔵（しんじょうしんぞう）（一八七三～一九三八年。京都帝国大学理学部長・第八代総長）は、『左伝』・『国語』の木星位置が現在の干支（漢代の基準）から二次（六〇度）ずれているとし、『左伝』・『国語』の製作年代を戦国中期、紀元前四世紀の中頃だと結論した。新城の研究は『東洋天文学史研究』（弘文堂書房、一九二八年）としてまとめられ、一世紀を経た現在でも『左伝』を戦国期の文献だとする有力な論拠と認められている。[1]

だが新城書は、十年以上にわたって書き重ねられた論文をまとめたもので、細部には矛盾と思われる点も見受けられる。筆者は以前にも新城説への疑念を提出したが[2]、本稿では、この古典的な名著について基礎的な再確認を試みたい。

一、超辰法についての概観

行論の都合上、まず超辰についてごく簡略に述べる。

木星は約一二年かけて周天するので、周天三六〇度を一二等分した三〇度を一次と呼び[3]、木星は毎年一次を進むものとされた。このため木星は歳星とも呼ばれ、その年の木星の方角を表す記号が子、丑、寅などのいわゆる十二支とされる。ただし木星は十二支の順序（北→東→南→西）とは逆向きに移動（北→西→南→東）するので、実際の木星とは線対称の位置に太歳という架空の惑星を考え、木星の位置を十二辰で、太歳の位置を十二支で示すとした。このことについても多くの議論があるが、本稿では深入りせず、新城書三七九頁が掲げる下段の通説に従う。

ところで、木星の公転周期は一二年ちょうどではなく約一一・八六二年である。木星は一年に一次ではなく約一・〇一一六次を進み[4]、一％強の余分が蓄積されて、八六年あたり八七次を進む。もし十二支を実際の木星位置に連動させるなら、八六年ごとに一次を飛ばさなければならない。たとえば元年を子年、二年を丑年、三年を寅年とし、一二年を亥年、一三年をまた子年、と繰り返していけば、八五年は子年、八六年は丑年となるが、八七

歳名	太歳所在	歳星所在
摂提格	寅	星紀／丑
単閼	卯（東）	玄枵／子（北）
執徐	辰	娵訾／亥
大荒落	巳	降婁／戌
敦牂	午（南）	大梁／酉（西）
協洽	未	実沈／申
涒灘	申	鶉首／未
作鄂	酉（西）	鶉火／午（南）
閹茂	戌	鶉尾／巳
大淵献	亥	寿星／辰
困敦	子（北）	大火／卯（東）
赤奮若	丑	析木／寅

年は寅年ではなく卯年となってしまう。このような木星位置のずれ、あるいはこれによって干支を一つ飛ばす措置を超辰と呼ぶ。

木星紀年の開始当初にこの問題は知られていなかった（だからこそ木星の位置を紀年に用いた）と思われるが、遅くとも太初元年（前一〇四年）の改暦の際には木星の位置のずれが問題となったらしい。前漢末に劉歆が整理した三統暦という暦法では、一四四年ごとに一次の超辰（一四四年に一四五次を進む）を定めた。たとえば紀元前九五年は戊年だったが、その前年（前九六年）は酉年ではなく申年といったように、（劉歆から見た）過去に超辰を設定して『左伝』との辻褄を合わせたことになる。だが、一四四年（一二年の一二倍）という理念的な超辰周期は実際よりも長すぎ、また、木星の位置によって十二支や干支を飛ばすという運用は実用的でない。劉歆以降、実際には超辰は一度も行われず、単純に六〇年で循環する無超辰の干支が現在まで続けられている。[5]

二、『左伝』・『国語』の木星紀年

以下では『左伝』・『国語』の木星紀年を確認する。

（1）『左伝』の木星紀年

『左伝』襄公二十八年に「歳在星紀、而淫於玄枵」とある。前五四五年（現行干支では丙辰）を星紀（寅年）ないし玄枵（卯年）とするなら、これは現行の干支から一ないし二次ずれていることとなる。

『左伝』襄公三十年に「於子蟜之卒也……於是歳在降婁、降婁中而旦」[6]・「及其亡也、歳在娵訾之口。其明年、乃及降婁」とある。前五五四年（丁未）を降婁（巳年）、前五四三年（戊午）を娵訾（辰年）、前五四二年（己未）を降婁（巳年）とするなら、これらは現行の干支から二次ずれていることとなる。

『左伝』昭公八年に「陳、顓頊之族也。歳在鶉火、是以卒滅。陳将如之。今在析木之津、猶将復由。」とあり、昭公九年に「歳五及鶉火、而後陳卒亡。」とある。前五三四年（丁卯）を析木（丑年）、前四七八年（癸亥）を鶉火（酉年）とするなら、これらも現行の干支から二次ずれていることとなる。

『左伝』昭公十年に「有星出於婺女」・「今茲歳在顓頊之虚、……而有妖星焉」とある。これは十二次ではなく二十八宿を記したものだが、婺女は玄枵に属すとされ、前五三二年（己巳）を玄枵（卯年）とするなら、やはり現行の干支から二次ずれていることとなる。

『左伝』昭公十一年に「歳及大梁、蔡復楚凶」とある。前五二九年（壬申）を大梁（午年）とするなら、これも現行の干支から二次ずれていることとなる。

十二次を用いた木星紀年は、『左伝』のうち襄公二十八年（前五四五年）から昭公十一年（前五三一年）までの一五年間のみに見えている。『左伝』には他に宣公十二年「昔歳入陳、今茲入鄭」・昭公十一年「歳在豕韋」・同三十二年「越得歳而呉伐之」も見えるが、これらは国名（分野）によって木星位置を表したもので、十二次による紀年ではない。

『左伝』における木星紀年は襄公の末から昭公の初に集中しており、しかも現行の干支から二次ずれている、という一般的な傾向を、まずは言えるだろう。

（2）『国語』の木星紀年

『国語』晋語の「文公在狄十二年」条に「歳在寿星及鶉尾」とあり、韋注や新城書はこれを魯僖公十六年のこととする（三三〇頁）。前六四四年（丁丑）を寿星（亥年）・鶉尾（戌年）とするなら、これは現行の干支から二ないし三次ずれていることとなる。

『国語』晋語の「十月恵公卒」条に「歳在大梁」・「君之行也、歳在大火」とあり、韋注や新城書は「歳在大梁」を魯僖公二十三年、「歳在大火」を魯僖公五年とする（三三一頁）。前六三七年（甲申）を大梁（午年）、前六五五年（丙寅）を大火（子年）とするなら、これらも現行の干支から二次ずれていることとなる。

木星紀年は『国語』のうち晋語に特徴的に見えるが、周語にも「昔武王伐殷、歳在鶉火」という記事がある。ただし武王伐殷の絶対年代は知られず現行の干支とのずれは検討できない。ところで『淮南子』天文・『漢書』地理志・『史記』天官書等は周の分野を「柳・七星・張」つまり鶉火の方位とする。武王伐殷の歳次を鶉火（酉年）とするのは、周初の絶対年代や天文記録を伝えるものではなく、周を鶉火とする分野説によった後人の創作だろう。晋語には「晋之始封也、歳在大火」ともあるが、『史記』は武王が克殷後二年で崩じ、成王がその初年に唐叔を封じたとする。晋の始封を大火とする晋語の記事も、周初の年代を伝える資料などではなく、単に唐叔の始封を伐殷（鶉火）の三年後だというものだろう。

三、新城の「元始甲寅」前三六五年説

新城は、「戦国時代に歳星々紀にある年を以て元始とし甲寅より始めて無超辰の歳陰紀年法を実行し秦八年に

は庚申となり、太初元年には乙亥となる如く数え来れる」として、戦国以来の干支（「歳陰紀年法」）は現行の干支から二次ずれていたと想定する（三六六頁）。そして「戦国時代に歳陰紀年法を実行し始めたる元始甲寅の年は容易に推定することが出来る」とし、「第一に此年は秦八年、太始二年の超辰を差引けば、現行干支紀年法にて丙辰の年に当る筈であり、第二に此年より太初元年に至る期間は、無超辰にて数ふれば天象と三次の差を生ずべき筈である」と述べて、まず第二の条件により「元始甲寅」を太初元年（前一〇四年）から二四七・八年（八二・六年×三次）前の「大体西紀前三五二年を中心とし其前後十年内外位の間」に限定し、この範囲内で、第一の条件「現行干支紀年法にて丙辰の年に当る」により前三六五年を「元始甲寅」だと特定した（三六七頁）。

新城はさらに、『左伝』僖公三十一年（前六二九年）冬「狄囲衛。衛遷于帝丘。卜曰、三百年。」から、この記事は前六二九年の三〇〇年後にあたる前三二九年よりも前に書かれたとし、「左伝の製作年代は、西紀前三六五年以後、西紀前三二九年以前で、多分西紀前三百四五十年頃であらう。」（三九四頁）と結論する。

前三六五年を元始甲寅とする三六七頁の計算は、『左伝』をこの頃の作とする重要な論拠と思われる。以下ではこれに焦点を当てて新城の主張を検討したい。

四、木星の公転に係る複数の周期

新城書を読む者がまず困惑する事実として、超辰に関わる定数が複数あることが挙げられよう。新城は、超辰を「八二・六年毎に一次」（三五四頁）や「八十三年毎に一次」（三五〇頁）と言うが「八六年毎に一次」（二三頁）とも言い、また時には三統暦の一四四年超辰法によって実際の木星位置を計算する（三六七頁）。新城の頃にはすでに木星の公転周期は約一一・八六二年とほぼ正確に知られていたはずだが[7]、新城は木星の公転周期を「一一・八六年」（二一頁）とも「一一・八五六五年」（三四九頁）とも言う。

筆者は天文の専門家ではないが、新城書を読解するためには、これらの定数を検討せざるを得ない。

（1）超辰を八二・六年（八三年）毎とする記述

新城書は「歳星の位置を以て年を紀する考へを起した当時は、正しく十二年にて天を一周するものと信じて居つたであらうが、正確には一一・八五六五年で天を一周するので、……八十三年毎に一次を飛び越すことになる

ので、これを超辰と称へる」（三四九～三五〇頁）・「実際は八二・六年で超辰すべきもの」（三五三頁）・「八二・六年毎に一次の差を生ずる筈である」（三五五頁）等と言う。公転周期が「一一・八五六五年」なら木星は八二・六年に八三・五九九七次、八三年に八四・〇〇四六次を進むだろう。だが新城の頃にはすでに木星の公転周期は一一・八六二年と正しく知られており、この箇所でのみ「一一・八五六五年」という誤った数値を、しかも小数第四位まで掲げるのは不自然だ。

新城は上記の直前で、過去の木星の位置を「ノイゲバウエルの太陽及遊星表によりて」求めたという（三四七頁）。ノイゲバウエル表（一九〇四年）はルヴェリエ（一八一一～一八七七）に従い木星の公転周期を一一・八五六五年とするので、[8] 新城書のこの箇所はノイゲバウエルの古い数字に誤られたものかとまずは疑われよう。この「八二・六年」という誤った超辰周期は、新城書のみならず滝川資言・郭沫若・藪内清・橋本敬造などにも見えている。[9]

（2）超辰を八六年毎とする記述

ノイゲバウエルの一一・八五六五年は、小数第三位を四捨五入すれば「一一・八六年」となる。

ところで新城書二三頁は「歳星の周天の週期が正しく十二年に非ずして一一・八六年なるがために、理論上八六年毎に一次の差を生ずる筈なので」云々とし、超辰周期を「八二・六年」や「八三年」ではなく「八六年」だという。公転周期が「一一・八六年」なら超辰は「八六年毎」ではなく「八五年毎」（八五年に八六・〇〇三四次）となるはずだが、[10] この箇所は超辰周期を「八六年毎」と正しく掲げているので、この「一一・八六年」は一一・八六二年を四捨五入した概数だろう。新城は、当時最新の一一・八六二年という木星公転周期を認識していたことになる。

新城書の掲げる木星公転周期「一一・八六年」には、一一・八五六五年を丸めた「一一・八六年」（超辰周期八二・六年）と、一一・八六二年を丸めた「一一・八六年」（超辰周期八六年）とが混在している。これはわずか二日の相違だが、新城の考える一四四年超辰法の「推歩の起点」（新城書三五三頁）が、前者によれば劉歆の生前に、後者によれば劉歆の死後になってしまう。[11]

（3）超辰を一四四年毎とする記述

新城書は、戦国時代の元始甲寅から無超辰で数えると秦八年は庚申、太初元年は乙亥となるべきだとし、元始

甲寅は「秦八年、太始二年の超辰を差引けば、現行干支紀年法にて丙辰の年に当る筈」だという（三六六～三六七頁）。秦八年（前二三九年）と太始二年（前九五年）とに超辰するのは劉歆の三統暦だが、三統暦の一四四年超辰法で戦国時代の実際の木星位置を考えるのは不適切だろう。実際の超辰周期（八六年）を用いれば、戦国中期の木星位置は武帝期から三次、劉歆の頃からは四次ほどずれていたはずだ。

そもそも太始二年は太初元年の九年後、にあたるので、太初元年から「秦八年、太始二年の超辰」の二次を差し引いて戦国中期の干支を求めるのは誤りなのだが、新城は三統暦の太初元年丙子を丁丑に誤るようで（三六七頁「第一の条件」）、結果的には新城のいうとおり前三六五年は三統暦の甲寅となる。ただしいずれにせよ、一四四年超辰法によって戦国期の実際の木星位置を計算することはできない。[12] 八六年超辰法で遡れば、前三六五年は壬子ないし癸丑となる。

ところで新城書は、上記の直後（三六七頁）で元始甲寅について「此年より太初元年に至る期間は、無超辰にて数ふれば天象と三次の差を生ずべき筈」だとし、「一〇四＋八二・六×三＝三五二」として「大体西紀前三五二年を中心とし其前後十年内外位」だと推定する。元始甲寅から太初元年までに三次の差が生じたという想定と、同じ期間に「秦八年、太始二年の超辰」という二回の超辰（実際には秦八年の超辰一回のみ）があったという想定とは、どのように両立するのか。

新城は太初元年の「実際の天象」を星紀（寅）だとする（『史記』暦書引「暦術甲子篇」も太初元年を甲寅、とする）ので、ここから八六年超辰法（あるいは新城の八二・六年超辰法）で遡れば、前三六五年は降婁（巳）から三次ずれた星紀（寅）となる。また三統暦では太初元年が丙子となり（新城は丁丑と誤るが）、ここから一四四年超辰法で遡れば前三六五年は乙卯から一次ずれた甲寅となる。だが太初元年の「実際の天象」を星紀とするなら、新城が「推歩の起点」とする前六年（三統暦では乙卯、）の干支のほうが「実際の天象」（降婁、巳、）から二次ずれていたことになるだろう。

ここで新城が実際よりも長い三統暦の超辰周期を用いるのは、元始甲寅をより古い時代へ置きたいというバイアスによる無意識の誤りかとも疑われる。

五、漢初以前の木星紀年

木星紀年の初出は、『左伝』・『国語』を除けば『呂氏

春秋』序意の「維秦八年、歳在涒灘」のようで[13]、これ以前に木星紀年の確実な用例は見当たらない。

『荀子』儒效に「武王之誅紂也、行之日以兵忌、東面而迎太歳、」とあって「太歳」は兵事の凶星のようだが、これと木星との関係は明瞭でない。張家山漢簡『蓋廬』第十七簡に「左太歳、右五行、可以戦。」とあり、第二十四～二十六簡は「大白金」・「歳星木」・「填星土」・「相星水」・「熒惑火」を「五行」とするので、「歳星」と「太歳」とは逆の位置とされていたようだが、『韓非子』飾邪には「初時者魏数年東郷攻尽陶・衛、数年西郷以失其国。此非豊隆・五行・太一・王相・摂提・六神・五括・天河・殷槍・歳星、非数年在西也、又非天缺・弧逆・刑星・熒惑・奎台、非数年在東也。」とあって「五行」と「熒惑」や「歳星」を別物とするようにも見える。

『山海経』海外南経に「地之所載、六合之間、四海之内、照之以日月、経之以星辰、紀之以四時、要之以太歳。」とあるが、これは『中庸』に似る新しい文章で、また海外南経は「匈奴」や「桂林」にも言及しており統一秦以降に降るだろう。

『呂氏春秋』は「維秦八年、歳在涒灘」という木星紀年を用いるが、『淮南子』天文はすでに「淮南元年冬、太一在丙子」という年干支を用いる。『呂氏春秋』と同様の十二次による木星紀年を用いる『左伝』や『国語』の記事は、『呂氏春秋』に近い時期の成立と見るべきではなかろうか。さらに、これらが『左伝』のうちごく一部にしか見えず外挿されたものかと疑われることから、『左伝』全体の編纂はさらに遅れるだろう。

六、析木の分野は変更されたか

『左伝』を劉歆の偽作とする立場からは、『左伝』の木星紀年は、劉歆が三統暦の一四四年超辰法により作成して『左伝』に挿入したものとされる。だが新城は、『左伝』の木星紀年を戦国期に無超辰で作成されたものとし、漢人がこれを一四四年超辰法によるものだと誤解したのだと主張する。具体的には、徐発『天元暦理全書』を踏まえて「古分野にては、析木は越の分野、星紀は呉の分野で、燕は斉の分野の一部に含まれ特別の割り当を有しなかった」、「漢初に至りて南越王尉陀固きを負んで久しく王化に服せないので、漢人これを悪み、越を分野の割り当より省き、越より取り上げた析木を、漢初に大功あつた燕に与へ、斯くして遂に星紀は呉越の分野、析木は燕の分野となるに至つたのである」（三四四～三四五頁）とし[14]、これによって『左伝』昭公三十二年（前五一〇年）

の「越得歳」が析木（丑年）から星紀（寅年）に変わったため「西紀前六五五年より西紀前五一〇年に至る百四十五年の間」に、戦国期の認識では木星が大火（子年）から析木（丑年）までの「百四十五次を進み」、漢以後には星紀（寅年）までの「百四十六次進んだことになる」とした。

新城は「この記事を漢以後の人が研究したならば、其人は記載の事項よりして容易に百四十四年超辰の説を誘導し得たであらう」というが（三四六頁）、特定の一四五年間に木星が一四六次進んだことは、一四〇年ごとに一次の超辰でも一五〇年ごとに一次の超辰でも説明できるはずで、これにより「容易に百四十四年超辰の説を誘導し得た」という想定は首肯しがたい。

王化に服しない諸侯に対し、その国に対応する天の分野を取り上げるとは、あまりに幼稚な対応だと筆者には感じられる。[15] もし天の分野を人君の都合で動かせるものとしても、趙佗の南越から取り上げた析木を、高祖に叛いて討滅された燕王臧荼や、匈奴へ寝返った燕王盧綰へ与える理由はあるまい。またもし越の分野が漢初に変更されたなら、漢人がこの変更を忘れたまま「越得歳」に苦しみ、ついに一四四年を一四五次とする超辰法を発明してこれを解決した、という説明はやはり首肯しがたい。

七、「秦八年の超辰」の矛盾

新城は、『呂氏春秋』序意「維秦八年、歳在涒灘」について、「秦八年は当時施行の紀年法にては申に当りしものに相違ない」という。だが秦八年は、三統暦では庚申（涒灘）から超辰した辛酉（作鄂）となるはずだ。おそらくこのため、新城は「三統暦の超辰的太歳紀年法によれば、秦八年と九年との間にて超辰する筈故、秦八年は庚申に当ること、なり本文と適合する。」（三六六頁）と秦八年の超辰をさりげなく翌年へ繰り下げ、つまり三統暦の秦八年を酉年から申年に変更して『呂氏春秋』の「本文と適合」させる。「現行干支紀年と劉歆の太歳紀年とは、太始二年以前秦九年までは一辰の差、秦八年以前は二辰の差を有すべき筈」（三六一～三六二頁）というのは新城が書き換えた三統暦での話で、劉歆の三統暦では「太始二年以前秦八年まで」は「一辰の差」、「秦七年以前」が「二辰の差」となるはずだ。なお新城は、四〇一～四〇二頁では銭大昕が秦八年「歳在涒灘」を太歳在申とするのを「超辰法にて推せるものと一致する」としつつ「丁度超辰の際に当つて居るので、厳密に云へば、一年の差で外れて居る」というので、秦八年が「超辰の

際に当つて居る」と認識していたことは明らかだ。

新城が、秦八年の超辰に「秦八年と九年との間にて超辰する」と追記したのは、無意識のバイアスによる誤りだとも考えにくい。

八、揺れ動く「無超辰の紀年」

『呂氏春秋』序意の「維秦八年、歳在涒灘」（前二三九年）は現行の干支から二次ずれており、『淮南子』天文の「淮南元年冬、太一在丙子」（前一六四年）は現行の干支から一次ずれている。賈誼「服鳥賦」の「単閼之歳」を新城は文帝七年（前一七三年）とするのでこれも現行の干支から一次ずれていることとなり、武帝「天馬歌」の「執徐時」を太初四年（前一〇一年）とするのでこれは現行の干支に一致することになる。歳次が数十年ごとに一次ずつずれて最終的に現行の干支と一致する、この現象に対するもっとも単純な説明は、『呂氏春秋』や『淮南子』、賈誼や武帝らが実際の木星位置（数十年ごとに一次ずれる）に基づいて歳次や干支を記したと考えることだろう。

だが新城は、上記をすべて無超辰の仮想的な木星の位置とするため、巧妙な説明を行う。

新城書一一六～一一七頁は、前三六五年を甲寅とし現行の干支から二次ずれる「歳星紀年法」が「戦国時代の半ば頃から行はれ」、前三六六年を甲寅とし現行の干支から一次ずれる「顓頊歴紀年法」が「漢初頃より行はれ」[16]、前三六七年を甲寅とし現行の干支に一致する「殷歴紀年法」が「太初改暦の少し以前頃より行はれ初めたものと思はれる」という。

新城は「偶然にも三種の元始甲寅の歳が相隣接して居るという奇観を呈して居る」というが（一一六～一一七頁）、さてこの「奇観」は「偶然」だろうか。

新城の考える「三種の元始甲寅」

「歳星紀年法」……戦国中期から行われた。
　前三六五年が甲寅。現行干支と二次の差。
「顓頊歴紀年法」…漢初頃から行われた。
　前三六六年が甲寅。現行干支と一次の差。
「殷歴紀年法」……武帝期から行われた。
　前三六七年が甲寅。現行干支と同じ。

過去の特定年から起算し、実際の木星位置とは無関係に一二年周期で循環する紀年法が行われていたとするなら、数十年ごとに一次ずつ歳次がずれている現象を説明するには、数十年ごとに一年ずつ起算年が変更されてい

たと考えるほかあるまい。だが、「特定年から超辰せずに数えた仮想の木星位置を記載していたが、起点年が八六年ごとに一年ずつ動かされていた」場合に記される木星位置は、実際の木星位置と基本的に同じとなるはずだ。これを「無超辰の木星紀年が用いられていたが、起算年が数十年ごとに動かされていた」結果だとする不自然な想定によって守られるのは、「無超辰の木星紀年が用いられていた」という想定のみではないか。

たとえば過去の文献に「歳在涒灘」や「太一在丙子」とあったとしても、紀年の起点がしばしば変更され、やがて「前三六五年を甲寅とした丙子」なのか「前三六六年を甲寅とした丙子」なのか分からなくなるなら、これは紀年として機能しなくなるだろう。[17]

九、放棄された顓頊暦法

新城は、前三六六年正月（寅月）朔日甲寅（ユリウス暦二月九日）晨初が「丁度合朔で立春でもあつた」とし（五三四頁）、同年を元始甲寅とする「顓頊暦」が行われたとして飯島忠夫と論争を繰り広げた。

新城はまた、顓頊歴紀年法に先立つ「最初の歳星紀年法」の暦元となる元始甲寅について、元始甲寅から太初元年丁丑までの超辰を八二・六年×三次として前三五二年の前後とし、さらに三統暦によって元始甲寅から元始五年乙丑までの超辰を一四四年×二次だとして、元始元年甲寅を前三六五年（現行干支で丙辰）と特定した。この手順自体にも問題があるように見えるが、このような手順により算出された元始甲寅がいわゆる顓頊暦の暦元に近接するという結果も不審である。

吉本道雅は、『左伝』・『国語』の歳星記事についての新城の議論について「いささか強引さが目立つ」とし、「『国語』晋語四・『左伝』昭三十二を素材に、三七六BCを導きだしながら、「前後に十年乃至二十年」の幅を認めるのは、干支紀年法の起点たる三六五BCが同時に『左伝』『国語』歳星記事の推算の起点となることが、予め想定されているからである。」と批判した。[18] 新城が干支紀年法の起点を前三六五年とすること自体が、干支紀年法の起点をいわゆる顓頊暦の暦元に近づけるための意識的な操作でなければ無意識のバイアスによるものではなかろうか。

ところで新城は後に、前三六六年の正月合朔が「晨初（寅刻）」ではなく「午の刻」だったとして「所謂顓頊暦の不存在」を認めた（五八六頁）。ならば、この幻の暦法と奇妙に近接する歳星紀年法の暦元についても、根本

的な見直しが必要ではあるまいか。

おわりに

本稿では、新城書が述べる木星紀年や『左伝』・『国語』の作成時期について、ごく表層的な確認を行った。もちろん新城書はこれらのみを述べたものではなく、漢代以前の暦法について広く論じたもので、新城書を全面的に再検討することは筆者の能力や本誌の字数制限を超える。だが、木星紀年の部分に限ってみても、新城の所論にはいくつかの疑問点が見出された。

『左伝』が載せる木星の位置は、漢代の基準から二次ずれている。ならば、『左伝』のこれらの記事が作られたのは、同様に二次ずれている『呂氏春秋』に近い時期だとするのがもっとも単純な解釈だろう。仮に元封六年を乙亥、太初元年を丙子から超辰した丁丑とし、ここから八六年×二次を遡れば、二次ずれていたのは前二七六年から前一九一年までの間で『呂氏春秋』の成立時期と一致する。[19]

だが新城は、太初元年から八二・六年×三次を遡らせて、『左伝』の成立を『呂氏春秋』より百年以上も早い戦国中期だとし、また三統暦により一四四年×二次を遡らせて『左伝』の暦元を前三六五年だとする。そもそも三統暦の超辰法によって戦国期の実際の木星位置を計算するのは穏当ではなかろう。

新城は三統暦により戦国末期に実際に施行されていた紀年法を考えるが、三統暦では秦八年は作鄂となり『呂氏春秋』の「維秦八年、歳在涒灘」に合わない。このためか新城は『呂氏春秋』に言及する際にのみ三統暦を「秦八年と九年との間にて超辰する」と修正して秦八年の超辰を翌九年へ繰り下げる。

新城は、「元始甲寅」を前三六五年とするために、八二・六年超辰法により算出した「前三五二年」からは「十年内外」の誤差を許容するが（三六七頁）、別の方法により算出した「前三七六年頃」からは「前後に十年乃至二十年以内」の誤差を許容する（三六八頁）。

これらは木星紀年の開始をいわゆる顓頊暦の暦元に合わせるための無理な操作のようにも見受けられる。新城は当初、紀元前三六六年正月朔日の「晨初がちょうど合朔で立春であった」（五三四頁）として顓頊暦を支持したが、後にはこの合朔が晨初ではなく午の刻だったとして「所謂顓頊暦の不存在」を認めた（五八六頁）。新城説は、合朔時刻のわずか数時間の誤りによっても修正が必要となる、緻密な体系である。[20]木星の公転周期のわず

か二日の相違によって超辰の周期が八二・六年から八六年に延び、三統暦の推歩の起点は五十年以上遅れて劉歆の死後となる。このことによっても新城説は相応の修正が必要となるのではないか。

これらの疑問を新城へ質すことは、もはや叶わない。新城書に従って『左伝』の成立を戦国中期とする者は、これらへの回答を各自で用意せねばなるまい。

注

（1）たとえば鎌田正『左伝の成立と其の展開』（大修館書店、一九六三年）は新城説を根拠に飯島説・津田説を否定しており、吉本道雅「曲礼考」（小南一郎編『中国古代礼制研究』、京都大学人文科学研究所、一九九五年）・「左伝成書考」（『立命館東洋史学』二五、二〇〇二年）は新城説を踏まえて『左伝』の成書を前三六五～三六四年とした（吉本説については注(18)も参照）。なお、鎌田書自体も『左伝』を戦国期の成書とする有力な論拠と扱われるが、鎌田書に対しては山田統が「先人の主なる『左伝』偽作説を論破しつくせば、それによって直ちに『左伝』の真が立証されるものと考えているようであるが、……先人の説を論破しつくしたのみで、ただちに『左伝』の真を証明しえたこととはならないであろう。」（「批評と紹介」、『東洋学報』四七-一、一九六四年）と批判している。

（2）拙稿「西周の三川と河南の三川と」（『中国研究集刊』湯浅邦弘教授退休記念号、二〇二三年）注(18)。

（3）四分暦は周天を三六五・二五度とし、『淮南子』や『史記』天官書は木星を「歳行三十度十六分度之七」というが、本稿では周天を三六〇度、一次を三〇度とする度数法を用い、一度未満の端数は十進小数で表す。

（4）『理科年表』（二〇二三年版）は木星の対恒星公転周期を「一一・八六二〇」ユリウス年とする。もちろん木星は不等速運動しており逆行もするが、本稿では平均公転速度による単純な計算のみを示す。

惑星の公転周期を示す際にはユリウス年を用いる慣習があり、これはグレゴリオ年や平均太陽年より〇・〇〇二％ほど長い。また地球の歳差運動（約二万六千年周期）によって太陽年は恒星年より〇・〇〇四％ほど短くなるが、本論のスケールではこれらは無視できる。

（5）干支（十干十二支）は、甲子を〇、乙丑を一として癸亥五九までで一巡する「六十進法の数字」としても扱えるが、一般には甲子を一、癸亥を六〇とする方法が行われる（新城書三〇〇頁）。たとえば令和五年が昭和六十年の何年後かは通算しがたいが、令和五年癸卯[四〇]なら昭和六十年乙丑[一一]の三八年後だと見当がつく。干支紀年の利点であるこのような連続性は、

超辰を行えば失われてしまうだろう。

建武二十六年（五〇年）の超辰は実施されず、元和二年（八五年）の改暦で超辰の制度そのものが廃止された。このためか、前漢以前についても元和暦から単純に六〇年周期で遡った干支が示されることが多い（平楽寺書店『東方年表』等）。実際の木星の位置（星紀・玄枵等）による紀年法なら超辰の必要もあるだろうが、干支紀年法は仮想の惑星である太歳の位置によるので、太歳を木星から切り離して単純に一二年で周天させれば超辰は不要となる。

（6）『左伝』・『国語』は『四部叢刊』本を用いる。『左伝』襄公三十年の「中而旦」を阮元本は「旦而中」に作る。

（7）大正十四年版の『理科年表』は木星の「対恒星公転週期」を「一一・八六二」太陽年という。計算尺の時代には木星の公転周期をたとえば二九分の三四四年といった近似値で計算したかもしれないが、そのような想定によっては「一一・八五六五年」という数値は説明できない。

（8）Neugebauer, P.V. Abgekürzte Tafeln der Sonne und der großen Planeten, (Berlin, 1904) 一〇頁の諸元表や二三頁の表Ⅱなど。新城書三五二頁は「ノイゲバウエルの遊星表の如きは、一度の十分の一まで精確に推歩し得る様に調製したもので、これに疑を挟むべき余地は少しもない」というが、公転周期が一一・八五六五年と一一・八六二年とでは二一五六年あたり一次の差が生じ、戦国期の木星位置を現代から推歩するには疑いを挟む余地もあるだろう。

（9）『史記会注考証』は「一一・八五六五年而周天」・「毎八二・六年即超一辰」といい、郭沫若『屈原研究』（新文芸出版社、一九五一年新一版。原版は一九四一年）や能田忠亮・藪内清『漢書律暦志の研究』（全国書房、一九四七年）も超辰を八二・六年に一次とする。橋本敬造「顓頊暦元と歳星紀年法」（『東方学報』五九、一九八七年）は「木星は正確にいえば、見かけ上一一・八三年で全天を一周する。したがって、正確には八二・六年ごとに一次のずれを生じるはずであった」というが、公転周期が一一・八三年なら「八二・六年ごと」ではなく七〇年ごとに一次のずれとなるはずだ。「一一・八六」や「一一・八六二」を「一一・八三」に見誤るとは考えにくく、あるいは「一一・八六二」を「一一・八二六」に見誤って「一一・八三」に丸めたものか。

「八六年ごとに一次ずれる」はほぼ正確だが、八六次は七と六分の一周天、八七次は七と四分の一周天でいずれもキリが悪い。大衍暦や麟徳暦（儀鳳暦）等はキリよく「七周天ごとに一次ずれる」とする（誤差は五〇倍になる）。もし論者が「超辰にかかる年数」と「木星の七周天にかかる年数」とを混同し、さらに木星の公転周期を一一・八年と考えていたなら「七周天に八二・六年かかる」・「八二・六年ごとに超辰

する」と誤解したかもしれない。

(10) 飯島忠夫は木星の公転周期を一一・八六年とし「暦法上の行程と真の行程との差が天周の一二分の一に達する年数」を「約八十五年」という（『支那の暦法』、東亜研究会「東亜研究講座」四〇、一九三一年、二六頁）。川原秀樹「木星紀年法について」（『日本暦学会』一六、二〇〇九年）も「木星の実際の公転周期は一一・八六年であり」・「八五年たつと一次ずれてしまう」という。「一一・八六年」を概数ではなく精確な値とみて超辰周期を計算したものか。

(11) 新城書三五三頁は「実際は八二・六年にて超辰すべきものを百四十四年超辰法にて推算すれば、推歩し得たる位置は平均一九四年毎に一次の差を生ずる筈である。」として一四四年超辰法の「推歩の起点」が「西紀前六年」になるとする。だが実際は八六年にて超辰すべきなので、一四四年超辰法との差は一九四年毎ではなく二一四年毎に一次となり、一四四年超辰法の「推歩の起点」は新城の想定よりも五二年後、劉歆の自殺から二四年後の西紀四七年となる。同様の理由により、新城書三五五頁の「平均」は前三七六年ではなく前三五五年、三六七頁の「第二の条件」は前三五二年ではなく前三六二年になるだろう。

(12) 大衍暦を編纂した一行（いちぎょう）は、殷代から春秋末期までの木星は百二十余年ごとに超辰しており、戦国期に公転が加速し、哀帝・平帝期にふたたび安定して八十四年ごとに超辰するようになったと考える（『新唐書』暦志三下引『暦議』）。新城はこれを荒唐の説だとするが、秦代以前の木星位置を一四四年超辰法で考える新城説はむしろ一行説に似るようにも印象される。

(13) 避諱の状況からは現行の『呂氏春秋』は前漢前期に整理されたもののように見えるが、秦八年「歳在涒灘」を漢代の書き換えと想定すべき積極的な理由は見当たらない。

(14) 清・徐発『天元暦理全書』巻十「地統為地元説」に「蓋尾箕本越也、而後人作燕、則秦漢之改易也。漢初尉陀（ママ）最負固、故黜之、而易以燕。……按昭公三十二年夏、呉伐越。史墨謂、越得歳而呉伐之。呉越本属両舎。法推得是年辛卯夏、歳星正在析木之津。則尾箕本属越、確矣。」とある（康熙二十一年序刊本）。ただし重耳の出奔（前六五五年）を「歳在大火」とするのは『左伝』ではなく『国語』。

　戦国初期までの燕は、斉との関係で希に言及されるだけの、中原諸国にとって影の薄い国だった。斉の南にあった越は戦国中期に滅びたが、燕はこの頃から強大となって、斉を北から圧迫し、山西方面へも進出するようになった。析木の分野が越から燕に変更された理由は、漢初ではなく戦国期の情勢に求めることもできるだろう。

　また、呉は春秋末に越に併呑され、漢初に楚から分立した

国で、戦国時代には存在しなかった。戦国時代に整理されたという分野説で、当時存在しなかった呉はどのように位置づけられていたのだろうか。

(15) たとえば呉楚七国の乱が起きた景帝前三年は、歳在鶉尾で楚得歳と言える。景帝は戦に先んじて楚から鶉尾の分野を取り上げ、あるいはどこか縁起の悪い分野を呉楚へ与えておくべきだったのだろうか。

(16) 新城書は、大正七年から昭和三年までの論文をまとめて昭和三年九月に発行されたもの。ただし新城は昭和三年五月頃に顓頊暦に関する自説を誤りとして撤回し、校了直前の本書へ大幅な追記・改稿を行ったため、同書の構成には大きな混乱が生じたという。小沢賢二『中国天文学史研究』（汲古書院、二〇一〇年）第五章を参照。新城書三七二頁の「追記（昭和三年五月）」は『淮南子』や「服鳥賦」を「顓頊暦紀年法によつたもの」とするが、四八六頁の「追記（昭和三年五月）」は「所謂顓頊暦の不存在」を言う。

(17) たとえば武帝が太初四年に「天馬歌」を作る際には当時の殷暦紀年法で「執徐時」と記し、賈誼賦を読む際には「単閼之歳」を殷暦紀年法の単閼（文帝六年）ではなく執徐（文帝七年、顓頊暦紀年法の単閼）と正しく理解でき、『呂氏春秋』の「歳在涒灘」を殷暦紀年法の涒灘ではなく閹茂（顓頊暦紀年法の作鄂、歳星紀年法の涒灘）だと問題なく読解できたとは考えにくい。

　馬王堆『五星占』は始皇元年（前二四六年）摂提格から文帝前三年（前一七七年）大淵献までの間に超辰を考えないので、秦八年は作鄂となり『呂氏春秋』と一次ずれる。『五星占』の歳次は文帝前三年大淵献から無超辰で単純に遡ったもので、始皇元年摂提格から無超辰で降ったものではないだろう。

　『呂氏春秋』は秦八年を涒灘とするが、六二年後の『五星占』は一二年周期の遡及計算で秦八年を作鄂だったとする。現実の木星に一致する建前の木星紀年法が、過去の記録と合わなくなり紀年法として使えなくなったからこそ、実際の木星位置とは無関係な新たな方法がこの時期に需要されたのではなかろうか。そもそも「維秦八年、歳在涒灘」や「淮南元年冬、太一在丙子」は「秦八年」や「淮南元年」という年次を示した上でその年の「歳」や「太一」を付記したもので、厳密に言えば「歳」や「太一」によって年次を紀したものでもない。

(18) 吉本「『左伝』『国語』の歳星記事」（『中国古代史論叢』九、二〇一七年）。吉本二〇一七は新城の方法を踏襲・再計算して『左伝』の成書を前三八五年～前三七四年頃とする。

(19) 『左伝』の成立を戦国末以降とするこの想定は、『呂氏春秋』序意の「秦八年、歳在涒灘」、『淮南子』天文の「淮南元年冬、太一在丙子」、馬王堆『五星占』の文帝前三年大淵献等に矛盾しない。武帝期の干支を限定せず『呂氏春秋』・『五星占』・

『淮南子』のみに拠って計算すれば干支が二次ずれていたのは前三二四年から前一六五年までのうちいずれかの八六年間となるが、いずれにせよ『左伝』の成立は前三三〇年以前とはなり得ない（注(2)拙稿）。

太初元年の改暦（十月歳首から正月歳首への変更）について、通説では元封六年を前一〇六年十月から前一〇五年九月までの一二ヶ月、太初元年を前一〇五年十月から前一〇四年十二月までの一五ヶ月とするが、中井履軒『史記雕題』は元封六年を一五ヶ月、太初元年を一二ヶ月とし、前一〇五年十一月甲子朔旦の冬至（ユリウス暦の一二月二三日）を太初元年ではなく元封六年とした上で元封六年を乙亥、太初元年を丁丑とする。超辰の条件を厳しく考えすぎたものか。なお『史記会注考証』は履軒説のうち前半の月数に関する部分のみを引いて後半の干支に関する部分は引かない。

(20) 実際の観測ならば前三六六年元日朝の日食は見やすかったかもしれないが、漢初からの遡及計算ならば戦国期の日月合朔を数時間の精度で議論できたとも考えにくい。厳密な天文推算によって古代に行われていた暦法を絞り込んでいく方法は殆いように筆者には感じられる。